

一般社団法人日本周麻酔期看護医学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本周麻酔期看護医学会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、周麻酔期看護学に関わる最新情報を交換し、討論する場を提供するとともに、周麻酔期看護師に継続教育の場を与え、周麻酔期看護学に係る社会的な理解と普及に努めることを目的とし、もって麻酔科医とともに患者に安全な医療を提供することに寄与する。

2 本目的に資するため次の事業を行う。

- 一 学術集会、研究会、セミナー等の開催
- 二 論文図書、機関誌等の発行
- 三 研修、教育及び生涯学習活動の推進
- 四 周麻酔期看護学に係る研究及び調査
- 五 関連学術団体等との情報交換及び協力
- 六 社会に対する周麻酔期看護学の情報提供及び啓発活動
- 七 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員

(入社)

第4条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第5条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。但し、1か月以上前に当法人に対して別に定める退社届を提出するものとする。

(除名)

第7条 社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他当法人の規則に違反したとき
- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡したとき又は解散したとき
- 四 1年以上会費を滞納したとき
- 五 社員総会で除名の決議がなされたとき

第4章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 理事の選任又は解任
- 二 計算書類等の承認
- 三 定款の変更
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 社員の除名
- 六 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて随時開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面もしくは電子メール等電磁的伝達手段で招集通知を発するものとする。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、別途定める様式により代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 定款の変更
- 二 解散及び残余財産の処分
- 三 社員の除名
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第16条 当法人に次の役員を置く。

- 一 理事 1名以上5名以下
- 二 理事のうち1名を代表理事とする
- 三 代表理事以外の理事のうち1名以上を業務執行理事とする

(役員資格・選任等)

第17条 理事は、当法人の社員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、代表理事を補佐し、別に定めるところにより当法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 理事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 顧問・委員会

(顧問)

第21条 当法人には、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事が選任する。

3 顧問は、代表理事の相談に応じ、また代表理事からの諮問に応えることができる。

4 顧問は、社員総会に出席することはできるが、議決権はなく、また意見を述べることはできない。但し、社員資格を有する顧問はこの限りではない。

(委員会)

第22条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、委員会を設けることができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第24条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第25条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款変更)

第26条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第29条 当法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成31年1月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
宮坂 勝之	
長坂 安子	
吉田 奏	

(設立時役員)

第32条 当法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事 宮坂勝之 長坂安子 吉田奏

設立時代表理事 長坂安子

設立時業務執行理事 吉田奏

以上、一般社団法人日本周麻酔期看護学会の設立のため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年9月3日

設立時社員 宮坂 勝之

設立時社員 長坂 安子

設立時社員 吉田 奏